

トルクレンチ導入促進助成金交付要綱

(令和5年度)

公益社団法人長野県トラック協会

(目的)

第1条 公益社団法人長野県トラック協会(以下「県ト協」という。)は、会員事業者(以下「会員」という。)がトルクレンチの導入を促進することによってタイヤ交換時や日常点検時のナット締めの適正化を図り、車輪脱落事故を防止することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成対象者は令和5年4月1日以降令和6年2月末までの間に新たにトルクレンチ(中古品を除く)を導入した県ト協の会員とする。

(助成対象商品)

第3条 トルクレンチは「600N・m」以上の締め付け能力を有するものを対象とし、型式等の特定は行わない。

(助成件数)

第4条 全ト協は、車両総重量8トン以上の事業用トラックを管理する県内事業所に1基を上限に助成する。県ト協は、車両総重量8トン以上の事業用トラックを管理する県内にある事業所の数を上限として、1事業者最大3基まで助成する。

(助成金額)

第5条

1 取得価格(消費税を除く)の1/2以内(千円未満は切り捨て)とし、全ト協助成分として1基当たり上限30,000円を助成し、県ト協20,000円を加算する。ただし、取得価格を超えた場合は助成額を減算する。

2 県ト協の助成金は、1事業者最大3基分までとする。

3 事業実施期間中であっても予算額に達した場合は終了とする。

(助成金の申請及び確認書類)

第6条 助成金の交付を受けようとする会員は、県ト協所定の別紙「トルクレンチ導入助成金交付申請書」に必要書類を添付して、県ト協会長に対して申請するものとする。

- 1 車両総重量8トン以上の事業用トラックを管理する事業所かどうかの確認は、車検査証の写しを添付すること。
- 2 「600N・m」以上の締め付け能力を有することの確認はカタログ等で行うものとする。確認ができない場合は、領収証に「600N・m以上締め付け能力を有する」旨の付記を依頼すること。

(1) 申請は、主幹となる事業所等がまとめて申請すること。

申請の最終締め切りは、令和6年3月6日とする。

(助成金の交付)

第7条 県ト協は、交付申請書の提出を受けたときは、速やかに申請書の内容を確認し、本助成事業に適合すると認めた場合には、申請会員へ第5条に定める助成金を交付する。

(助成の条件)

第8条 申請時において、協会費の滞納期間が3ヶ月以上又は滞納額が50,000円以上の会員には助成を行わない。

(助成金の処分制限)

第9条 トルクレンチを導入した日から起算して5年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。あらかじめ県ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

(助成金申請に関する調査協力義務)

第10条 助成金の交付を受けた会員は、県ト協から要請があった場合には、当該申請に係る添付書類原本及び関係帳簿等を開示しなければならない。

(助成金の返還)

第11条 県ト協は、次の各号のいずれかに該当する場合は、既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

(1) この要綱その他県ト協が定める事項に違反したとき

(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた会員については、県ト協が行う助成事業全てに係る申請の受付及び交付決定は、当分の間行わないものとする。

(その他必要な事項)

第12条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関する必要な事項は、別に定める。

(附則)

本要綱は、令和5年4月1日から施行する。